

質問書に対する回答

件名) 横浜新道 新保土ヶ谷 I C～川上 I C間付加車線工事

No.	質問箇所	質問事項	回 答
1	図面03-2 本線：横断図 図面03-8 遮音壁・雑工：規制図(その12) 図面03-9 参考図：施工ステップ断面図(No. 5+100)： 施工ステップ断面図(No. 5+420)	<p>5月9日に掲載された【質問書に対する回答⑤】の番号2で『コンクリート防護柵施工箇所の横断図で現況中心と計画中心の離れが500mm以上の箇所でも施工余裕が必要となり、コンクリート防護柵を規制図(その12)に示された「中央分離帯規制(2車線区間：夜間)」の交通規制で、当日に既設撤去と新設設置を同時に施工する必要がある箇所があると考えます。中央分離帯規制での施工を計画している区間をご提示下さい。』の質問事項に対して『KP. 4+780付近～KP. 6+020付近及びKP. 6+340付近～KP. 6+870付近を想定しています。』との回答がありました。回答の区間はコンクリート防護柵を設置するすべての区間となっています。</p> <p>一方、施工ステップ断面図(No. 5+100)ではSTEP3で「下り線追越車線規制(夜間)」の交通規制で既設防護柵撤去し、STEP9で「下り線追越車線規制(夜間)」の交通規制で中央分離帯防護柵設置を施工する計画となっています。また、施工ステップ断面図(No. 5+420)ではSTEP4で「下り線追越車線規制(夜間)」の交通規制で中央分離帯防護柵設置し、STEP5で「上り線追越車線規制(夜間)」の交通規制で既設中央分離帯防護柵撤去を施工する計画となっています。</p> <p>回答のとおり、すべてのコンクリート防護柵を「中央分離帯規制(2車線区間：夜間)」の交通規制で施工すると考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。</p>	<p>中央分離帯コンクリート防護柵の設置・撤去を行う際には、防護柵の設置を行いながら、設置完了した箇所から撤去することを想定しております。施工時の交通規制については、設計図【参考図】3/27 STEP. 4のとおり既設防護柵の撤去開始までは下り線追越車線規制で施工し、併行してSTEP. 5のとおり既設防護柵撤去における上り線追越車線規制を実施するため、中央分離帯規制で施工することを想定しております。</p> <p>なお、設計図【参考図】2/27については、STEP. 9のとおり中央分離帯の仮設防護柵の撤去開始までは下り線追越車線規制で施工し、併行してSTEP. 10のとおり仮設防護柵撤去における上り線追越車線規制を実施するため、中央分離帯規制で施工することを想定しております。以上のことから、中央分離帯規制での施工範囲として、令和5年5月9日に掲載のとおり回答しております。</p>
2	コンクリート防護柵設置および既設コンクリート防護柵の撤去作業時の交通規制	<p>上記の質問事項で、すべてのコンクリート防護柵を「中央分離帯規制(2車線区間：夜間)」の交通規制で施工するのではなく、区間毎に「中央分離帯規制(2車線区間：夜間)」、「下り線追越車線規制(夜間)」および「上り線追越車線規制(夜間)」の交通規制により施工することを想定されている場合、各交通規制の詳細な区間をご教示下さい。</p>	<p>上記回答のとおり想定しております。</p>